

平成25年11月27日  
危険物保安技術協会  
業務部業務課

「ガソリン携行缶の性能試験及び安全性能に関する基準」の一部改正について

当協会では、平成25年8月15日に京都府福知山市花火大会で発生した火災を受けて、平成25年9月12日に「ガソリン携行缶の使用上の注意事項に関する検討会」（委員長：須川修身諏訪東京理科大学教授）を開催いたしました。

当協会は、検討会における提言を踏まえて、ガソリン携行缶ユーザーが特に注意すべき事項をガソリン携行缶本体に表示することを当協会のガソリン携行缶の試験確認の要件とすることとし、今般、「ガソリン携行缶の性能試験及び安全性能に関する基準」を一部改正し、平成25年12月1日から施行することとしましたのでお知らせいたします。

つきましては、改正した「ガソリン携行缶の性能試験及び安全性能に関する基準」は、下記によりダウンロードできますので、ご活用いただければ幸いです。

[「ガソリン携行缶の性能試験及び安全性能に関する基準」](#)